平成 23･10･19 中第１号
公 取 企 第 ７ ９ 号
平成２３年１１月２１日

関係事業者団体代表者　殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について

我が国の景気は、足下での持ち直しの動きが見られるものの、少子化による国内市場の縮小傾向及び新興国の台頭という構造的な課題に加え、東日本大震災による被災、海外景気の下振れや円高、株価の変動等による影響が、下請事業者を始めとして懸念されている状況にあります。

こうした経済状況を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号。以下「下請法」といいます。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものです。公正取引委員会及び経済産業省は、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めております。

また、公正取引委員会においては、下請取引の適正化をより一層推進する観点から、下請事業者を始めとした中小事業者が所在する地域に公正取引委員会職員が出張し、下請法について分かりやすく説明するとともに中小事業者からの相談受付等を行う「移動相談会」、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請法に関する基礎的な内容について講習を受けたいとの要望に応じた「下請

（別紙１）

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

１　親事業者の義務

(1)　書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

・　下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第３条）

・　注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを２年間保存すること。（下請法第５条）

(2)　下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

・　下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から６０日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第２条の２）

・　支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して６０日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率１４．６パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第４条の２）

２　親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1)　受領拒否の禁止

・　納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第４条第１項第１号）

(2)　下請代金の支払遅延の禁止

・　支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第４条第１項第２号）

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

(6)　物の購入強制・役務の利用強制の禁止

・　正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。（下請法第４条第１項第６号）

(7)　報復措置の禁止

・　下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。（下請法第４条第１項第７号）

(8)　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

・　親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。（下請法第４条第２項第１号）

(9)　割引困難な手形の交付の禁止

・　下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。（下請法第４条第２項第２号）

手形サイトは、原則として、１２０日以内（繊維業にあっては９０日以内）とすることとされている。（通達：４１公取下第１６９号及び第２３３号、４１企庁第３３９号及び第４６７号）

(10)　不当な経済上の利益の提供要請の禁止

・　下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。（下請法第４条第２項第３号）

(11)　不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

・　下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。（下請法第４条第２項第４号）

（別紙２）

〔相談窓口〕

機　関　名	〒	住　所	電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	100- 8987	千代田区霞が関１－１－１ 中央合同庁舎第６号館Ｂ棟	03-3581-3375(直)
北海道事務所　下請課	060- 0042	札幌市中央区大通西１２ 札幌第３合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所　下請課	980- 0014	仙台市青葉区本町３－２－２３ 仙台第２合同庁舎	022-225-8420(直)
中部事務所　下請課	460- 0001	名古屋市中区三の丸２－５－１ 名古屋合同庁舎第２号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所　下請課	540- 0008	大阪市中央区大手前４－１－７６ 大阪合同庁舎第４号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所　下請課	730- 0012	広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎第４号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所　下請課	760- 0068	高松市松島町１－１７－３３ 高松第２地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所　下請課	812- 0013	福岡市博多区博多駅東２－１０－７ 福岡第２合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900- 0006	那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館	098-866-0049(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100- 8912	千代田区霞が関１－３－１	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060- 0808	札幌市北区北８条西２丁目１－１ 札幌第１合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980- 8403	仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎	022-221-4922(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330- 9715	さいたま市中央区新都心１－１ さいたま新都心合同庁舎１号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460- 8510	名古屋市中区三の丸２－５－２	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540- 8535	大阪市中央区大手前１－５－４４ 大阪合同庁舎１号館	06-6966-6037(直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730- 8531	広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎第２号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760- 8512	高松市サンポート３－３３ 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812- 8546	福岡市博多区博多駅東２－１１－１ 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900- 0006	那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館	098-866-1755(直)